

「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会報告書」 に対する当社の見解

本研究会については前回の研究会も含めると3年に渡るものとなっており、この間の検討にあたられ、報告書をまとめられた高橋座長ほか委員の方々や関係者の方々に敬意を表します。また、本研究会においては、諸外国の状況や、郵便・信書便の社会的役割についての議論など多角的な検討が行われたものと受け止めています。

報告書では、中長期にはこれまでの制度枠組みを変え、ユニバーサルサービス義務を負わなくても事業に参入できるようにする一方で、ユニバーサルサービスの確保はコスト補填等により行う制度の検討を提言されたと理解しておりますが、諸外国の例を見ましても実際にこのような形でユニバーサルサービスが十分に確保できるのかどうかは非常に疑問であります。よって新しい制度の検討にあたっては十分慎重に行われることを要望いたします。

また、早急に検討を進めるべき事項として「郵便ネットワークの活用」や「特定信書便事業の業務範囲拡大」を提言されておりますが、特に「郵便ネットワークの活用」は窓口やポストの設置を行わずに参入事業者が配送部分のみを郵便事業会社に委託する施策であるため、郵便事業会社のみならず郵便局会社の郵便局ネットワークの維持にも甚大な影響があるとみております。

従って、これらの検討においては、郵便事業会社はユニバーサルサービスの提供を義務付けられている一方、現状では経営改革を進めているものの経営基盤はいまだ脆弱である状況を踏まえ、長期的な観点に立った上で慎重に行われることを要望いたします。

平成 20 年 7 月 2 日
郵便事業株式会社